

税関での知的財産侵害物品水際取締りについて

橋 本 千 賀 子*

抄 録 知的財産の水際取締りは権利者にとって権利行使の選択肢のひとつであるといえます。わが国においてもTRIPS協定以降、数々の法改正を経て、急速に制度が変更されました。

現在では、特許権の侵害に対しても活用できる制度となっておりますが、利用する際にはいくつか注意すべき点があると思われます。本稿ではその注意点を含め、水際取締りの特徴について簡単に説明します。

目 次

1. はじめに
2. 税関での水際取締りの概要
 2. 1 水際取締りの意義
 2. 2 水際取締りの長所
 2. 3 水際取締りになじむ事案とは
3. 差止申立
 3. 1 差止申立受付まで
 3. 2 申立の書式
 3. 3 申立受付から受理まで
4. 認定手続
 4. 1 認定手続の概要
 4. 2 特許庁長官意見照会
 4. 3 通関解放
 4. 4 注意すべき事項
5. その他
 5. 1 簡素化された認定手続
 5. 2 見本検査制度
 5. 3 通過貨物
6. おわりに

1. はじめに

わが国における知的財産侵害物品の水際取締りは110年前から行われています。1899年（明治32年）の旧関税定率法により「特許意匠商標及版權ニ関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」は輸入禁制品とされたのが水際取締りの始まり

です。

その後、1966年（昭和41年）に情報提供制度が通達ベースで導入され、1992年（平成4年）に侵害認定手続が整備されました。

TRIPS協定成立後、1995年以降、関税定率法のうち知的財産侵害物品の取締りに関する部分は数々の改正を経て、関税法に移行されました。

現在、わが国における水際取締り制度は世界的に見ても、最も進んだ制度の部類に属するといえるでしょう。関税局は知的財産推進計画を受け、熱心に取締りに取り組んでいます。

本稿では、このような水際取締り制度を、知的財産の保護、活用のためにどのようにすれば有効に利用できるかについて考えていきたいと思えます。

2. 税関での水際取締りの概要

2. 1 水際取締りの意義

まず、水際取締りについて考える前に、わが国の制度がTRIPS協定に従ってどのような変

* 弁理士 金沢工業大学大学院客員教授
Chikako HASHIMOTO

遷を経てきたのかを概観してみましょう。

1995年（平成7年）

- ・商標権，著作権，著作隣接権について輸入差
止申立制度を導入。
- ・認定手続法制化。
- ・申立供託制度を導入。
- ・回路配置利用権侵害物品を輸入禁制品に追
加。

2003年（平成15年）

- ・特許権，実用新案権，意匠権について輸入差
止申立制度を導入。
- ・特許庁長官意見照会制度，通関解放制度を新
設。
- ・育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加，輸入
差止申立の対象に追加。

2004年（平成16年）

- ・認定手続において輸出入者，生産者の情報を
権利者に開示。

2005年（平成17年）

- ・音楽レコードの還流防止措置（著作権法改
正）。見本検査制度を導入。
- ・育成者権にかかる農林水産大臣意見照会制度
を導入。
- ・加工品への育成者権の効力拡大（種苗法改正）。

2006年（平成18年）

- ・不正競争防止法違反物品を輸入禁制品に追
加，輸入差止申立の対象に追加。
- ・経産大臣意見照会制度を導入。
- ・専門委員意見照会制度を導入（関税定率法）。
- ・輸出してはならない貨物の拡大（育成者権侵
害物品）（関税法）。
- ・輸入してはならない貨物の規定を関税法に移
行。

2007年（平成19年）

- ・不正競争防止法違反物品を輸出してはなら
ない貨物に追加（関税法）。
- ・特許権，実用新案権，意匠権，商標権侵害品

- を輸出してはならない貨物に追加（関税法）。
- ・認定手続を簡素化。
- ・著作権，著作隣接権侵害物品を輸出しては
ならない貨物に追加。

2008年（平成20年）

- ・差止申立手続を簡素化。
- ・通過貨物を取締りの対象に追加。

このように多くの改正を経て，現在の取締り
制度となっています。

ご存知のとおり，税関における水際取締りは
権利行使の一態様と位置づけることができま
す。つまり，税関に差止申立をすることにより，
税関を通過する侵害貨物を取り締まり排除で
きるのです。これは輸出入される侵害品排除のた
めには実に有効な手段といえますが，その特徴
を理解した上で利用することが重要であると思
います。

2. 2 水際取締りの長所

税関における水際取締りの長所としては，税
関を通過する（つまり，輸入あるいは輸出され
る）侵害品を一律に排除できる点があります。
差止申立をすることにより，税関は申立にか
かる侵害品を発見した際には差し止める義務を負
うことになります。

また，通常の差止申立であれば，相談から受
理されるまでの時間がおおよそ2～3ヶ月であ
り，迅速に侵害品を排除することが可能です。

後に説明する供託金を除けば，税関での取締
りについては税関に支払う費用は基本的に発生
しないため，訴訟等と比較すると費用も安くす
むと思われます。また，税関での取締り案件は
非公開である点も場合によっては長所といえる
かもしれません。

2. 3 水際取締りになじむ事案とは

知的財産が侵害された場合において，水際取

締りという手続を採択すべきなのはどのような場合なのでしょうか。

まず、侵害品が輸入、あるいは輸出される蓋然性がある場合に有効であることはもちろんですが、もともと水際取締りが模倣品を対象としていたという経緯から、模倣品を排除するために非常に有効な手続であるといえます。

一方、一般的な侵害の事案において、特に侵害・非侵害の判断が容易ではない場合には、税関での取締りは困難になる傾向があります。税関において限られた時間と条件の中で判断しなければならないからです。

また、税関で侵害品が発見されるためには、外見から容易に識別できる特徴を備えている必要があります。税関の調査官が輸出入申告貨物

の中から疑義物品を発見する場合に目安とする識別ポイントを、予め税関に提示しなければならないからです。

3. 差止申立

輸入申立の流れを図1に示します。

3.1 差止申立受付まで

侵害品が既に輸入されており、輸出入者あるいは国内での販売者がわかっている場合には、税関に相談する前にまず、警告をすべきであると思います。当事者間で双方の考えを確認した後に税関での手続に入ることが望ましいからです。一方、ブランド品のニセモノに見られるような典型的な模倣品のケースで、輸入者が多数

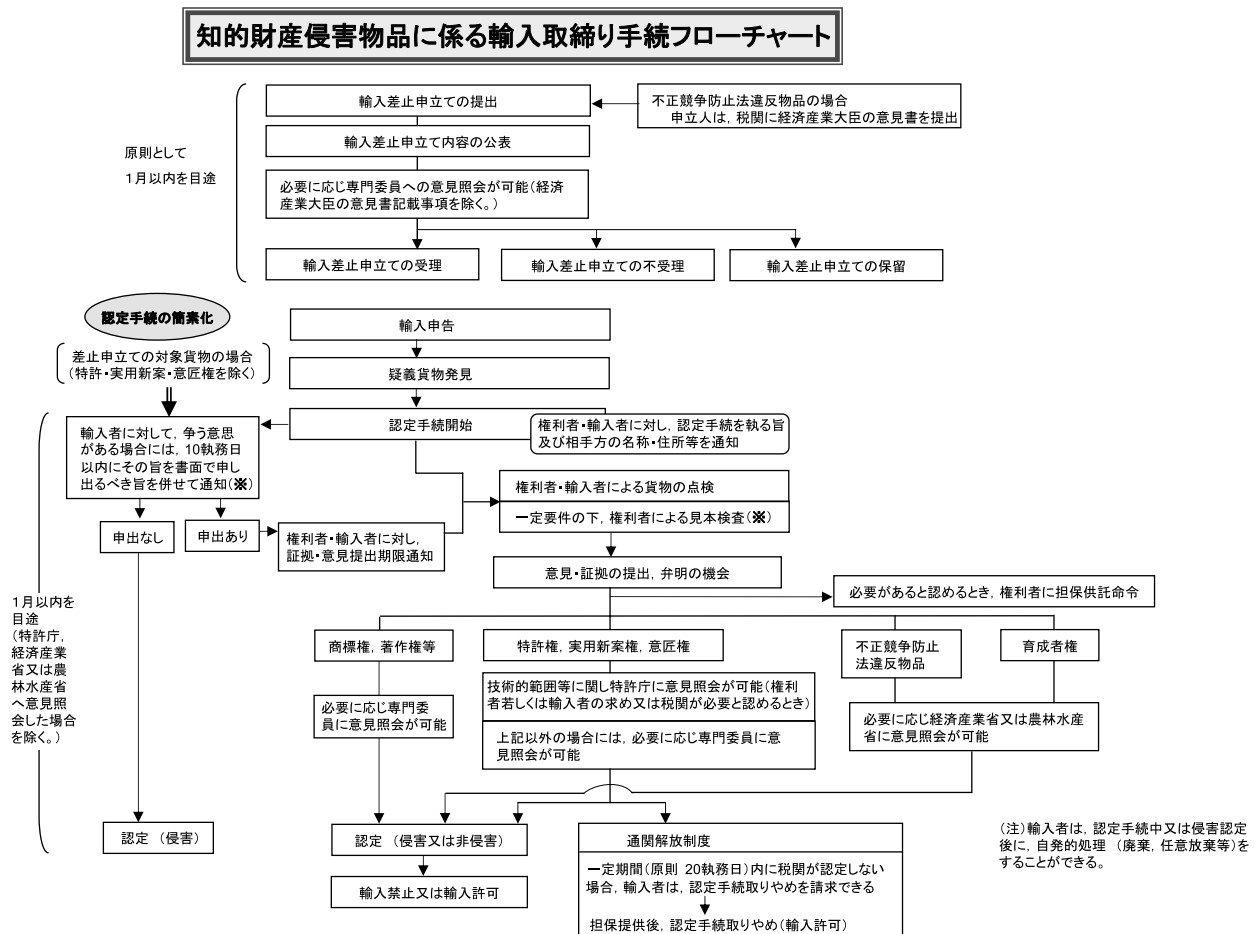


図1 輸入差止申立の流れ

あり、すべてを特定することができない場合等は必ずしも事前に警告をする必要はないでしょう。

税関に差止申立をする場合には、事前に知的財産侵害物品取締りを統括する東京税関、あるいは管轄の税関に権利の概要及び事案を説明し、相談をすることが奨励されています。税関からも権利者に諸々の事情を訊きたいという要請があり、事前に相談をすることが円滑な申立受付に役立ちます。

相談時に、模倣品ではない侵害品のケースで警告書を送付している場合には、それに関する情報を提出することが求められることがあります。

また、相手方（輸出入者）が特定できる場合には、その情報も必要となります。

相手方が特定できる場合には、申立書中「予想される輸出入者」の欄にその者の情報を記入し、さらに差止申立が受付された段階で、税関からその者に対して意見の聴取を行うこととなります。

3.2 申立の書式

書式は税関のホームページから最新のものをダウンロードすることができます（http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5840.pdf）。

記入する際に、注意することはいくつかありますが、「有効期間」は最長でも2年間（ただし、申請により期間の更新は可能）、権利の残存期間を超えることはできません。

また、外国権利者との関係、ライセンスのリスト等提出できる情報は、税関での迅速な識別、判断のためにできる限り提出することが望ましいとされています。

3.3 申立受付から受理まで

書式が整い、要件を満たせば税関は差止申立

を受け付けます。申立を受け付けられたことは税関のホームページに掲載され、掲載日より10執務日以内に利害関係者は意見を述べることができます。（<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/uketsuke.pdf>）

すでに輸出入者（利害関係人）が判明している場合には、上述のとおり税関は輸出入者に対して意見の聴取を行います。

利害関係者から意見が提出された場合、殆どの場合、税関は専門委員に意見を聴くこととなるでしょう。専門委員の意見聴取が行われることとなったら、申立人、輸出入者双方が一定期間内に意見を提出し、3名の専門委員に意見を聴きます。

この場合において注意すべきは、当事者に認められる意見提出の期間が約1ヶ月程度と非常に短く、準備の時間が限られることです。もし、事前に専門委員の意見聴取が予測されるのであれば、準備をしておいたほうがよいかもしれません（もっとも、そのような事案の場合には、申立書に添付する鑑定書等において、相手方の主張への反論を準備してある場合が多いと思われます）。

専門委員の意見聴取の結果、申立受理、不受理、あるいは保留の決定が行われます。

不受理の決定を受け取った申立人は、2月以内に、税関長に対して異議申立を行うことができます。又、あらためて申立をしなおすことを考えているならば、申立を取り下げるという対応も可能です。

4. 認定手続

4.1 認定手続の概要

(1) 疑義物品の発見

差止申立が受理され、実際に税関で疑義物品が発見されると侵害・非侵害の認定手続が開始されます。どのように疑義物品を発見するかと

いいますと、輸出入申告書の内容から発見されることが殆どのです。また、税関にはX線による検査装置もあります。輸出入申告書の内容と実際の貨物とが食い違っている場合には隠匿性があるものとして犯則事件として捜査されますが、輸出入申告書の内容が貨物と合っている場合であって知的財産を侵害するおそれがあるものは、権利侵害の案件として差止めの対象となります。

(2) 認定手続開始通知から意見書提出まで

疑義物品が発見されると、権利者、輸出入者双方に認定手続を開始する旨の通知書が送られ併せて双方の名前、住所等も通知されます。権利者は認定手続開始通知の日付の翌日から起算して10執務日以内に疑義物品の点検を行い、意見書・証拠を提出する必要があります。疑義物品の点検は税関に出向いて行うので、遠隔地の税関で疑義物品が発見された場合には権利者にとって負担となることもあります。実際に差し止めるためにはこの手続が不可欠となります。なお、差止申立をしている権利の侵害疑義物品が発見された場合で、当該貨物に含まれる疑義物品の数が10個以下であれば税関から電子メールにて画像を送ってもらうことができます。画像配信を受けた場合は、貨物の点検を行う必要はありません。

(3) 申立人供託金

認定手続において、手続が長引く場合、あるいは貨物が生鮮品であるような場合には、税関長が申立人権利者に対して、輸出入者が被るおそれがある損害を担保するための金銭の供託を命ずることがあります。

(4) 税関の認定

税関は、両当事者から提出された意見に基づいて、侵害・非侵害の判断を行います。この際

に、税関長は特許庁長官に意見を聴くことができます。

また、両当事者の意見が衝突する場合、専門委員の意見を聴くことができます。

4. 2 特許庁長官意見照会

特許権、実用新案権、意匠権の事案の場合には、権利者（申立人又は職権で認定手続が開始された場合の権利者。以下同じ。）又は輸出入者は、特許庁長官への意見照会をするよう税関長に求めることができます。特許庁長官は上記求めがあった日から30日以内に書面により意見を述べます。上記意見照会をしてもなお、侵害・非侵害の判断がつかないこともあります。

4. 3 通関解放

認定手続開始から一定期間を経過すると、輸出入者は税関長に対して認定手続の取りやめを請求でき、通関解放金を供託することを条件として、認定手続は取りやめとされ、貨物は通関されます。上記通関解放金は、①ライセンス料相当額、あるいは②輸出入者等が当該物品の販売によって得ることとなると考えられる利益相当額（課税価格の20%程度）のいずれかとなります。通関解放後、権利者が30日以内に訴えを提起しない場合、あるいは輸出入者と和解した場合等には、輸出入者は通関解放金を取り戻すことができます。

4. 4 注意すべき事項

(1) 輸出入者の自発処理

認定手続に入った後に、輸出入者が疑義物品を自発的に処理、あるいは放棄することがあります。このような場合には、権利者が意見書を提出する必要がなくなる場合もありますし、また、処理が迅速に行われると疑義物品点検の機会を失うこともありますので注意が必要です。

担当税関と連絡をとり、状況を確認すること

が望ましいと思います。

(2) 問題となる部分の切除、権利の許諾

特に商標権の侵害疑義物品等においては、問題となるマークの部分の切除するという提案が輸出入者から出る場合があります。問題となる部分を切除すれば疑義物品ではなくなると思われませんが、その場合には、確かに権利を侵害しなくなったことを確認したほうがよいと思います。この点においても担当税関との連絡をとる必要があります。

また、輸出入者が権利者に連絡を取り、輸出入を許可するよう依頼する場合があります。勿論、許可できるものであれば、条件に応じて許可すればよいと思いますし、許可できないのであれば断って差し止めることになります。

(3) 私的輸出入

輸出入者が、当該物品は個人で使用する目的のために輸出入したものであると主張することがあります（「業として」の輸出入ではない場合）。その場合でも、客観的に見て侵害品であれば侵害品との意見書を提出することは可能であると思われれます。税関が両者の意見に基づき、かつ、周辺の事情を考慮して最終判断を下すこととなります。

5. その他

5.1 簡素化された認定手続

商標権、著作権等（特許権、実用新案権、意匠権以外）の侵害疑義物品であって、当該権利について差止申立が提出されているものについては、簡素化された認定手続が行われます。その場合、認定手続において輸出入者が「争う旨」を表明しない限り、権利者は意見書を提出する必要がなく、税関は期間経過後に認定を行います。もし、輸出入者が争った場合には、権利者

は貨物の点検を行い、意見書を提出します。この制度の導入によって権利者の疑義物品点検、意見書提出の頻度が減り、負担が軽減されました。

5.2 見本検査制度

上述のとおり、税関は主に外見から侵害・非侵害の判断を行います。外見から侵害の判断ができない性質の権利、物品について、権利者は、見本検査手続申請を行うことにより、疑義物品の分解検査をすることができます。なお、見本検査は輸出差し止めには認められておらず、輸入差し止においてのみ認められています。見本検査制度の導入によって、内部構造についての権利や、侵害を判断するためには分解、分析等が必要となる権利についても差止申立することが可能となっています。

しかし、認定手続において限られた期間内に税関職員の立会いのもとで見本検査を行うためには入念な計画が必要です。すなわち、検査を行う場所、必要な時間、手順、書面の書式等を予め確認し、準備しておかなければとても短時間に見本検査を行うことはできないと思われれます。

5.3 通過貨物

わが国は、平成20年から通過貨物についても取締りを行うこととしています。この「通過貨物」とは、日本を仕向地として陸揚げされた貨物が、輸入通関をしないまま日本を積出国として外国に向け積み出される場合を言います。通過貨物の問題は、特にフリーゾーンがある国で深刻な問題となっています。わが国での事例は少ないと思われれますが、日本国内において改装、仕分け、あるいは日本製であるとの偽装等が可能であることから取締りの対象となりました。

6. おわりに

以上のとおりわが国の水際取締り制度は現在、権利者にとって利用しやすい制度となったと思われます。模倣品の事案あるいは明白な侵害事案については、税関での有効な取締りが期待できるでしょう。侵害か否かが明白とは言えない事案、あるいは不正競争防止法違反の事案等であっても、事前の対応（相手方への警告、判定請求、仮処分申請等）の結果次第では水際

での取締りが可能となります。

このような制度の特徴を理解した上で、制度の有効な活用をされることをお勧めします。

参考文献

- ・「知的財産侵害物品の水際取締制度の解説 2009年度版」(知的財産情報センター)
- ・東京税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

(原稿受領日 2009年10月26日)

